

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日 消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日 消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日 消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日 消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日 消 防 広 第 89 号

目次	
第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防令第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。

- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。

- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び

当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他の災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリによ

り速やかに行うことができるものとする（別記様式 1－2）。

4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第 3 章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第 5 条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2－2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表 A－1 及び別表 A－2 に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式 2－2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第 2 条及び第 3 項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第 6 条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3－1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援部隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援部隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他の多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援部隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、応援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする。
- （応援等決定通知）
- 第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。
- （都道府県知事による出動の求め又は指示）
- 第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。
- （緊急消防援助隊の出動）
- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。
- （指揮支援部隊の基本的な出動計画）
- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。
- （航空小隊の基本的な出動計画）
- 第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。
- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じた必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用したものとする。
- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第15条に規定する現地派遣職員の出動
- （航空小隊の出動に関する留意事項）
- 第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出地点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。

7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。

8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが団体中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができるところに設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災管理課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援隊隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式 7)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の視点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連なった複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

(1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式 6-1)。

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式 6-2)。

(3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式 6-2)。

(4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合には当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合には当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式 6-3)。

(5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式 6-4)。

(6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式 6-5)。

(受援都道府県による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び消防隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式 6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-8)。

(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合には当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。

(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓閉、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す

るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防片及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリペース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防片及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－2）。

（部署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出勤した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）

後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

- (2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

- (3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式 2-2)。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする(別記様式 2-2)。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に必要となる関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7) 情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

別表A－1（震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動）

（第5条及び第31条関係）

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第 1 次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
				別表Bにより対応する 指定順位 第 1 位の隊		別表Bにより対応する 全隊			
			別表Bにより対応する 指定順位 第 1 位の隊		別表Bにより対応する 全隊		別表Cにより対応する 全隊		別表Dにより対応する 全隊
Ⅰ	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 （出動準備を含む。）		迅速出動 （出動準備を含む。）		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
Ⅱ	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 （出動準備を含む。）	出動準備	迅速出動 （出動準備を含む。）	出動準備			出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2	
Ⅲ-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
Ⅳ	噴火警報（居住 区域）が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備						出動準備 （統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。）	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

第11章 その他

- （都道府県の訓練）
- 第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。
- （都道府県の即応体制等の強化）
- 第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。
- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。
- （その他）
- 第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月30日消防広第80号）
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年3月28日消防広第93号）
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成31年3月8日消防広第35号）
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和2年7月17日消防広第190号）
- この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 附 則（令和3年3月22日消防広第89号）
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第10条関係)

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

統括指揮支援隊 指定配置の1位	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部									
	統括指揮支援隊	指定配置の1位	統括指揮支援隊	指定配置の1位	統括指揮支援隊	指定配置の1位	統括指揮支援隊	指定配置の1位	統括指揮支援隊	指定配置の1位	統括指揮支援隊	指定配置の1位
災害発生 都道府県	北海道	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局
	青森県	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局	弘前市消防局
	岩手県	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局	盛岡市消防局
	宮城県	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局	仙台市消防局
	秋田県	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局	秋田市消防局
	山形県	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局	山形市消防局
	福島県	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局	福島市消防局
	茨城県	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局	水戸市消防局
	栃木県	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局
	群馬県	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局	高崎市消防局
	埼玉県	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局	さいたま市消防局
	千葉県	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局	千葉市消防局
	東京都	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局	東京都消防局
	神奈川県	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局	横浜市中区消防局
	新潟県	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局	新潟市消防局
	富山県	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局	富山県消防局
	石川県	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局	石川県消防局
	福井県	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局	福井県消防局
	山梨県	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局	山梨県消防局
	長野県	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局	長野県消防局
	岐阜県	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局	岐阜県消防局
	静岡県	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局	静岡市消防局
	愛知県	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局
	三重県	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局	津市消防局
	滋賀県	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局	彦根市消防局
	京都府	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局	京都市消防局
	大阪府	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局
	兵庫県	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局	神戸市消防局
	奈良県	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局	奈良市消防局
	和歌山県	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局	和歌山市消防局
	鳥取県	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局	鳥取市消防局
	島根県	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局	松江市消防局
	岡山県	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局
	広島県	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局	広島市消防局
	山口県	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局	山口市消防局
	徳島県	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局	徳島市消防局
	香川県	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局	高松市消防局
	愛媛県	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局	愛媛県消防局
	高知県	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局	高知市消防局
	福岡県	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局
	佐賀県	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局	佐賀市消防局
	長崎県	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局	長崎市消防局
	大分県	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局	大分市消防局
	宮崎県	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局	宮崎市消防局
	鹿児島県	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局	鹿児島市消防局
	沖縄県	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局	那覇市消防局

※統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

(第5条及び第31条関係)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第 1 次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
別表Bにより対応する 指定順位第 1 位の隊		別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第 2 により対応する都道府県		基本計画別表第 3 により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
最大震度 7 の地震の震央管轄 都道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
最大震度 6 強（東京都特別区 は 6 弱）の地震の震央管轄都 道府県 _{※1} に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
最大震度 6 弱（東京都特別区 は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱）の地震の震央管轄都道府 県 _{※1} に対する措置	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第二卷)

[illegible]

•

る航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

[illegible]

※ 東京：東京消防庁を示す。

※消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京都、高知県。

注1 編掛けについては、緒括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1 (第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

消防庁長官 殿	※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
	送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組構法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する等
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基礎災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2 (第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する等
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基礎災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2ー2 (第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告 (都道府県大隊 総合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び総合機動部隊以外は、別記様式2ー2 (部隊用)で報告すること

可能隊数報告 〇〇 年 月 日 時 分
出動隊数報告 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入
出動時間※1	出動隊数報告時に記入

※1 都道府県大隊長(又は総合機動部隊隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ () 内には、総合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	[]	[]	[]	[]	[]
消火小隊	[]	[]	[]	[]	[]
救助小隊	[]	[]	[]	[]	水陸両用バギー: 台
救急小隊	[]	[]	[]	[]	[]
後方支援小隊	[]	[]	[]	[]	[]
通信支援小隊	[]	[]	[]	[]	[]
震災対応特殊車両小隊	[]	[]	[]	[]	重機: 台
その他の特殊装備小隊	[]	[]	[]	[]	中型水陸両用車: 台
特殊装備小隊	[]	[]	[]	[]	[]

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ: 台

合計 [] [] [] [] [] []

(参考)都道府県大隊-総合機動部隊 隊 人 人 人

＜連絡責任者＞

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2ー2 (第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿
消防 長

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますが、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2ー2にて**30分以内**に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県市区町村
災害名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
原子力施設、石油コンビナートの有無	原子力施設等石油コンビナート等

・都道府県大隊(総合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
構成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
統括指揮支援隊		
指揮支援部隊		
航空指揮支援隊※1		
航空小隊※1		
航空後方支援小隊※1		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名		出 動 区 分		求 め	指 示	(求め・指示の根拠：消防組織法第44条等項)
				適用 (A -	区 分)	非適用
				適用 (	)	非適用
				〇〇	年 月 日 時 分	
				別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項						

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

【受援体制チェックシート】

チェック欄

- ☐ 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ☐ 総括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター機着陸場、当該機着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と確認したか。
- ☐ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出地点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該地点へ隊員派遣等について対応したか。
- ☐ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該地点へ隊員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事
市 町 村 長

殿

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
出動区分	求め			指示
	別表 A - 1 区分			
求め又は指示日時		当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊		下表のとおり		
出動先	第34条に定めたとおり			

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより2により対応する都道府県)	(別表Bにより31により対応する都道府県)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第31により対応する都道府県)	(別表Dにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動	迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動(総合機動部隊のみが対象)			
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】			長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の求め又は指示(迅速)

[illegible]

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組協法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県					
出動区分		求め		指示	
	別表 A - 2		区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時				
求め又は指示した隊	下表のとおり				
出動先	第34条に定めるとおり				

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●		(別表Bにより 対応する全 隊)	(別表Bにより 21により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Cにより 対応する全 隊)
I		迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動	
最大震度7		迅速出動	迅速出動		【出動する隊】	
II		迅速出動	迅速出動		【出動する隊】	
最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)		迅速出動	迅速出動		【出動する隊】	
III-A		迅速出動	迅速出動		【出動する隊】	
最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)		迅速出動	迅速出動		【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班	
NTT回線電話	03—5253—7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048—500—90—49013	地域衛星FAX
		048—500—90—49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

消防庁長官 受援市町村の長 指揮支援部隊長 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時
引揚げ決定した隊					
連絡事項					

＜連絡責任者＞		氏 名
担当課室	NTT回線電話	NTT回線FAX
	地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長 }
送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	〇〇	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)					
出動日時※1	月	日	時	分	月	日 時 分
集結場所						
進出地点到着日時						
進出地点						
活動開始日時						
活動終了日時						
被災地引揚げ日時						
宿営場所						

※1 出動日時: 都道府県大隊又は都隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
				計	人

※2 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考：県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時		救出場所※4	救助人数	備考
	月	日			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
				計	人

※4 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)		計
					人	人	
陸上	人	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

消防本部名		概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

消防本部名		概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先

都道府県

市区町村



部隊移動先

都道府県

市区町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- ☐ 了承します。
- ☐ その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)
	隊種別
	特記事項

現在の 出 動 先

都道府県

市区町村

部隊 移 動 先

都道府県

市区町村

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

応援都道府県の知事 殿

応援市町村の長

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は 指示日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分		

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

指揮支援部隊	部隊名		連絡事項
	統合指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
	航空部隊		
エネルギー・産業基礎災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現在の 出 動 先

都道府県

市区町村

部隊 移 動 先

都道府県

市区町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠：消防組織法第44条第 項)
求 め 又 は 指 示 日 時	〇〇	年 月 日 時 分	
求 め 又 は 指 示 した 隊	別 添 (別記様式6ー3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
部隊移動先の市町村の長

殿

消 防 庁 長 官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠：消防組織法第44条第 項)
求 め 又 は 指 示 日 時	〇〇	年 月 日 時 分	
求 め 又 は 指 示 した 隊	別 添 (別記様式6ー3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)				
指示日時	〇〇	年	〇月	〇日	〇時〇分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	エネルギー・産業基礎災害即応部隊	
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長

殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ部隊移動を指示しますので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)				
指 示 日 時	〇〇	年	月	日	時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり				
連 絡 事 項					

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分
指示した隊	別添(別記様式6ー6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇年〇月〇日〇時〇分

受援都道府県の知事
応援市町村の長 殿

送付先:

--	--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分
指示した隊	別添(別記様式6ー6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	80-49013	FAX	80-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinenta0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空指揮支援班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	職・氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援班 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			